

『しがぎん』投信積立規定」新旧対照表

改正後	現行
<p>第3条（振替額の引落し）</p> <p>4 1 銘柄あたりの振替額は、1万円以上千円単位（インターネット投資信託でのお申込みの場合は、千円以上千円単位となります。）の金額とし、同一振替日に複数の指定銘柄が存在する場合には、その振替額の合計で振替えることとします。ただし、お客さまが「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規定」に基づき、お客さまが非課税口座に設けられた特定累積投資勘定での取引（以下「つみたて投資枠」といいます。）での買付をする場合には、当該指定銘柄の毎月の振替額（購入の代価の額）の年間合計額（つみたて投資枠で複数銘柄の買付を申し込む場合は、申し込む全銘柄の毎月の振替額の年間合計額）が120万円を超えることとなるような振替額の指定はできません。</p> <p>5 特定月に、お客さまが指定する割増した振替額（以下「割増額」といいます。）を振替口座から引落し、指定銘柄の買付を申し込むことができます。ただし、お客さまがつみたて投資枠での買付をする場合は、つみたて投資枠で買付しようとする全銘柄についての前項の毎月の振替額と本項の割増額との年間合計額が120万円を超えることとなるような割増額の指定はできません。</p>	<p>第3条（振替額の引落し）</p> <p>(4) 1 銘柄あたりの振替額は、1万円以上千円単位(インターネット投資信託でのお申込の場合は、千円以上千円単位となります。)の金額とし、同一振替日に複数の指定銘柄が存在する場合には、その振替額の合計で振替えることとします。ただし、申込者が「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定」に基づき、申込者が非課税口座に設けられた累積投資勘定での取引（以下、「つみたてN I S A」といいます。）での買付をする場合には、当該指定銘柄の購入の代価（振替額から、第4条第5項に規定する所定の手数料および消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は振替額と同額とします。）の各年ごとの合計額（つみたてN I S Aで複数銘柄の買付を申し込む場合は、申し込む全銘柄の購入の代価の各年ごとの合計額）が40万円を超えることとなるような振替額の指定はできません。</p> <p>(5) 特定月に、申込者が指定する割増した振替額を振替口座から引落し、指定銘柄の買付を申し込むことができます。ただし、申込者がつみたてN I S Aでの買付をする場合は、つみたてN I S Aで買付しようとする全銘柄についての前項の振替額と本項の割増額（第4条第5項に規定する所定の手数料および消費税等を除いた金額とし、所定の手数料がゼロの場合は当該割増額とします。）との各年ごとの合計額が40万円を超えることとなるような割増額の指定はできません。</p>
<p>第4条（買付方法、時期および価額）</p> <p>本サービスにより買付する指定銘柄は、当行が選定する投資信託の銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）のいずれかとなります。なお、つみたて投資枠での買付の対象範囲となる選定銘柄は、当行ホームページに選定銘柄と掲載した銘柄とします。</p>	<p>第4条（買付方法、時期および価額）</p> <p>(1) 本サービスによって買付できる受益権は、当行が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。なお、「つみたてN I S A」で買付できる投資信託の銘柄については、当行が選定する、当行ホームページに掲載した銘柄のみを選定銘柄とします。</p>
<p>第9条（解約）</p> <p>本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>① お客さまが当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合</p> <p>② お客さまが振替口座を解約した場合</p> <p>③ 当行が本サービスを営むことができなくなった場合</p> <p>④ 当行が本サービスの解約を申し出た場合</p>	<p>第9条（解約）</p> <p>(1) 本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。</p> <p>① 申込者が当行所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合</p> <p>② 申込者が指定する引落口座を解約した場合</p> <p>③ 当行が本サービスを営むことができなくなった場合</p> <p>④ 当行が本サービスの解約を申し出た場合</p> <p>(2) 前項に定める場合のほか、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定」（以下、本項において「当該規定」といいます。）に定める非課税累積投資契約に基づく本サービスのご利用については、申込者が当該規定に定める勘定の種類を累積投資勘定から非課税管理勘定に変更される場合、その変更により新たな非課税管理勘定が設定された日に終了するものとします。同日が第1条に規定する振替日または第4条第4項に規定する買付の申込日に当たる場合は、同日における引落しまたは指定銘柄の買付は行わないものとします。</p>

改正後	現行
<p>第10条（その他） 当行は、この契約にもとづいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。</p> <p>2 第5条の規定に従い、お客さまに本サービスに関する諸通知を届出のあった氏名、住所にあてて当行が発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも、通常到達すべきときに、到達したものとみなします。</p> <p>3 本規定に別段の定めのないときは「証券振替決済口座管理規定」「自動けいぞく（累積）投資約款」「しがぎん 特定口座および特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規定」等（お客さまが、非課税口座に設けられるつみたて投資枠または成長投資枠で本サービスによる買付をする場合には、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規定」を含みます。）の各規定に従うものとします。なお、お客さまが当該規定に基づき、つみたて投資枠での買付をすることができる銘柄として、当行ホームページに掲載した投資信託については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</p>	<p>第10条（その他） (1) 当行は、この契約にもとづいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。</p> <p>(2) 第5条の規定に従い、申込者に対し当行よりなされた本サービスに関する諸通知を届け出のあった氏名、住所にあてて当行が発送した場合には、延着し、または、到達しなかったときでも、通常到達すべきときに、到達したものとみなします。</p> <p>(3) この規定は法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要が生じたときは改定されることがあります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限し、または申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更へ同意したものとみなします。</p> <p>(4) 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。</p> <p>(5) 本規定に別段の定めのないときは「証券振替決済口座管理規定」および「自動けいぞく（累積）投資約款」等（申込者が、つみたてNISAでの買付をすることができる投資信託の銘柄については、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定」（以下、本項において「当該規定」といいます。）を含みます。）の各規定に従うものとします。なお、申込者が当該規定に基づき、つみたてNISAでの買付をすることができる投資信託の銘柄として、当行ホームページに掲載した投資信託については、つみたてNISA以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。</p>
<p>第11条（規定の変更） この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p>	<p>第11条（規定の変更） (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p>